



鳥取県公報

令和5年3月24日（金）
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則 （1）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（2）（任用課）・・・・・・・・・・ 10 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・ 11 職員からの苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則（4）（〃）・・・・・・・・ 15 職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（5）（給与課）・・・・ 16 職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（6）（〃）・・・・・・ 18 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・・・ 19 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（8）（〃）・・ 20
--------	--

人事委員会規則

給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第1号

給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第11項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第9項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。)第2条第9号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第4から別表第12までに定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めのある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第4条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第11項及び第13項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第11項及び附則第13項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員

ア 異動日又は給与条例附則第13項に規定する任命をされた日(以下この条において「任命日」という。)

以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

2 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に係る前号の規定の適用については、「異動日」とあるのは「任命日」と、「給料表」とあるのは「俸給表」と、「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、「条例」とあるのは「法律」と読み替えるものとする。

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員の2以上に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員の2以上に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号並びに第3項及び第4項に規定する職員に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号までに掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員の2以上に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

（1） 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

（2） 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員（第4

号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員の2以上に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動等をした職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じ

たときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項に規定する給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行うものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第8号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員

- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給）

第10条 初任給規則第7条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第9項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第7条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給）

第11条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務職員等となった職員であって、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第1号又は第2号に掲げる職員となったものにあっては、任命日に当該各号に掲

げる職員となったものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(以下この条において「第11条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第11条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 任命日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する公安職俸給表(1)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第6条第1項に規定する公安職俸給表(1)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)

(この規則により難い場合の措置)

第12条 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第13条 この規則の定めるもののほか、給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(選考により採用する職) 第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。 (1)～(9) 略 (10) 常時勤務を要しない職員（ <u>法第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職 2 略	(選考により採用する職) 第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。 (1)～(9) 略 (10) 常時勤務を要しない職員（ <u>法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職 2 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の6第4項</u>に規定する職員を除く。）の採用は、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他人事委員会が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>2 職員の他の職への異動（<u>法第28条の6第4項</u>に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得た場合における異動については、この限りでない。</p> <p>(定年退職、勤務延長等に係る辞令又は通知書の交付)</p> <p>第4条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の2第4項</u>に規定する職員を除く。）の採用は、<u>再任用（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）</u>の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他人事委員会が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>2 職員の他の職への異動（<u>法第28条の2第4項</u>に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得た場合における異動<u>及び再任用をさせている職員の異動</u>については、この限りでない。</p> <p>(辞令又は通知書の交付)</p> <p>第4条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に<u>替える</u>ことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

<p>(職員への周知)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職)</u></p> <p>第6条 <u>条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの職員が占める職のうち、同条第1号に掲げる職に相当する職として地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める職とする。</u></p> <p><u>(管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p>第7条 <u>任命権者は、条例第9条の規定により異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第10条の職員の同意は、書面によって得なければならない。</u></p> <p><u>(他の職への降任等に係る辞令又は通知書の交付)</u></p> <p>第8条 <u>任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第9条の規定により異動期間を延長する場合</u></p> <p>(2) <u>異動期間の期限を繰り上げる場合</u></p> <p>(3) <u>条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合</u></p> <p>(報告)</p> <p>第9条 <u>任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況</u></p> <p>(2) <u>前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況</u></p> <p><u>(定年前再任用の選考に用いる情報)</u></p> <p>第10条 <u>条例第12条及び第13条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条又は</u></p>	<p>(職員への周知)</p> <p>第5条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 <u>任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。</u></p>
--	--

<p><u>第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。</u></p> <p><u>(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績</u></p> <p><u>(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項</u></p> <p><u>(定年前再任用等に係る辞令又は通知書の交付)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。</u></p> <p><u>(1) 定年前再任用を行う場合</u></p> <p><u>(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（定年前再任用により採用された職員をいう。）が当然退職する場合</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条 略</u></p>	<p>(雑則)</p> <p><u>第7条 略</u></p>
---	---------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職及び職員)

第2条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号。以下「改正条例」という。）附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号。以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第3条 改正条例附則第3条から第6条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職等）

第4条 改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（改正条例附則第5条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条において同じ。）（当該職に係る新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

（暫定再任用等に係る辞令又は通知書の交付）

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用職員（暫定再任用により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然退職する場合

職員からの苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第4号

職員からの苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情の処理に関する規則（平成17年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事委員会に対する苦情申出等)</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情申出等」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情申出等に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づく採用に関する苦情申出等</u></p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、<u>毎年、苦情申出等の概要を人事委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(人事委員会に対する苦情申出等)</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情申出等」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情申出等に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情申出等</u></p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、<u>人事委員会に報告しなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和17年3月31日までの間、改正後の職員からの苦情の処理に関する規則第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項」とする。

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第5号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条の2 給与条例第4条第11項及び第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(給料の返納) 第7条 略</p> <p><u>(給与条例附則第18項の通知)</u> 第7条の2 <u>給与条例附則第18項の通知は、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対し、書面の交付により行うものとする。ただし、書面の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。</u></p> <p>(扶養手当の支給) 第7条の3 略</p> <p>第7条の4 略</p>	<p>第2条の2 給与条例第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(給料の返納) 第7条 略</p> <p>(扶養手当の支給) 第7条の2 略</p> <p>第7条の3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)
- 2 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号。次項において「整備条例」という。）附則第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）について準用する。
(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
- 3 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 整備条例附則第13条に規定する暫定再任用短時間勤務職員 整備条例附則第15条
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 整備条例附則第14条（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた整備条例附則第13条

(経過措置)

- 4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第6号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会が定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>173,600円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,210円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,340円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>22,780円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	月額等の区分	金額	月額	<u>173,600円</u>	日額	<u>10,210円</u>	時間額	<u>1,340円</u>	勤務1回当たりの額	<u>22,780円</u>	<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会が定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>171,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,060円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,320円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>22,440円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	月額等の区分	金額	月額	<u>171,000円</u>	日額	<u>10,060円</u>	時間額	<u>1,320円</u>	勤務1回当たりの額	<u>22,440円</u>
月額等の区分	金額																				
月額	<u>173,600円</u>																				
日額	<u>10,210円</u>																				
時間額	<u>1,340円</u>																				
勤務1回当たりの額	<u>22,780円</u>																				
月額等の区分	金額																				
月額	<u>171,000円</u>																				
日額	<u>10,060円</u>																				
時間額	<u>1,320円</u>																				
勤務1回当たりの額	<u>22,440円</u>																				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、寄宿舎教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)～(20) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、寄宿舎教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)～(20) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第13のアを次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13

34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	
43	11	27	27	35	35	26	28	
44	12	28	28	36	36	26	28	
45	13	29	29	37	37	27	28	
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30		
55	23	39	39	47	44	30		
56	24	40	40	48	44	30		
57	25	41	41	49	45	31		
58	25	41	42	50	45	31		
59	25	42	43	51	46	31		
60	26	42	44	52	46	31		
61	26	43	45	53	47	31		
62	26	43	45	54	47	31		
63	27	44	45	55	48	31		
64	27	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	28	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	32		
69	29	47	47	61	50	32		
70	29	47	48	62	50	32		
71	30	48	48	63	50	32		
72	30	48	48	64	50	32		
73	31	49	49	65	50	32		
74	31	49	49	66	50	32		
75	32	49	49	67	50	32		
76	32	49	50	68	50	32		
77	33	50	50	68	51	32		

78	33	50	50	68	51	32		
79	34	50	51	68	51	32		
80	34	50	51	68	51	32		
81	35	51	51	69	51	33		
82	35	51	52	69	51			
83	36	51	52	69	51			
84	36	51	52	69	51			
85	37	52	53	69	51			
86	37	52	53	70	51			
87	38	52	53	70	51			
88	38	52	53	70	51			
89	39	53	54	71	52			
90	39	53	54	72	52			
91	40	53	54	73	52			
92	40	53	54	74	52			
93	41	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57	59					
115		57	59					
116		58	59					
117		58	59					
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						

122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

別表第13のウからキまでを次のように改める。

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	2	1	1
30	10	3	1	1
31	11	4	1	1
32	12	5	1	1
33	13	6	1	1
34	14	7	1	1
35	15	8	1	1
36	16	9	1	1

37	17	10	1	1
38	18	11	1	1
39	19	12	1	1
40	20	13	1	1
41	21	14	1	1
42	22	14	1	2
43	23	15	1	3
44	24	16	1	4
45	25	17	1	5
46	26	18	1	6
47	27	19	1	7
48	28	20	1	8
49	29	21	1	9
50	29	22	1	10
51	30	23	1	11
52	30	24	1	12
53	31	25	1	13
54	31	26	2	14
55	32	27	3	15
56	32	28	4	16
57	33	29	5	17
58	33	30	6	18
59	33	31	7	19
60	34	32	8	20
61	34	33	9	21
62	34	34	10	22
63	35	35	11	23
64	35	36	12	24
65	35	37	13	25
66	36	38	14	25
67	36	39	15	26
68	36	40	16	26
69	37	41	17	27
70	38	42	18	27
71	39	43	19	28
72	40	44	20	28
73	41	45	21	29
74	41	46	22	29
75	42	47	23	30
76	42	48	24	30
77	43	49	25	31
78	43	50	26	31
79	44	51	27	32
80	44	52	28	32

81	45	53	29	33
82	45	53	30	33
83	46	54	31	33
84	46	55	32	34
85	47	55	33	34
86	47	56	34	34
87	48	57	35	35
88	48	58	36	35
89	49	59	37	35
90	49	59	38	
91	50	60	39	
92	50	61	40	
93	51	62	41	
94	51	63	42	
95	52	64	43	
96	52	65	44	
97	53	66	45	
98	53	66	46	
99	54	67	47	
100	54	68	48	
101	55	69	49	
102	55	69	49	
103	56	70	50	
104	56	71	50	
105	57	71	51	
106	57	72	51	
107	57	73	52	
108	58	74	52	
109	58	74	53	
110	58	75	53	
111	59	76	54	
112	59	76	54	
113	59	77	55	
114	60	77	55	
115	60	78	56	
116	60	78	56	
117	61	78	57	
118	61	79	57	
119	61	79	57	
120	61	79	57	
121	61	80	57	
122	62	80	57	
123	62	80	57	
124	62	80	57	

125	62	80	57	
126	62	81	57	
127	63	81	57	
128	63	81	57	
129	63	81	58	
130	63	81	58	
131	63	82	58	
132	64	82	58	
133	64	82	59	
134	64	82	59	
135	64	82	59	
136	64	83	59	
137	65	83	60	
138	65			
139	65			
140	65			
141	65			
142	66			
143	66			
144	66			
145	66			
146	66			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

備考 この表の昇格後の号給の3級欄に定める号給は、職務の級2級から3級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特2級から3級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1

11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	2	1	1
42	34	3	1	1
43	35	4	1	1
44	36	5	1	1
45	37	6	1	1
46	38	7	1	1
47	39	8	1	1
48	40	9	1	1
49	41	10	1	1
50	41	11	2	1
51	41	12	3	1
52	42	13	4	1
53	42	14	5	1
54	42	14	6	1

55	43	15	7	1
56	43	16	8	1
57	43	17	9	1
58	44	18	10	2
59	44	19	11	3
60	44	20	12	4
61	45	21	13	5
62	45	22	14	6
63	46	23	15	7
64	46	24	16	8
65	47	25	17	9
66	47	26	18	10
67	48	27	19	11
68	48	28	20	12
69	49	29	21	13
70	49	30	22	14
71	50	31	23	15
72	50	32	24	16
73	51	33	25	17
74	51	34	26	18
75	52	35	27	19
76	52	36	28	20
77	53	37	29	20
78	53	38	30	20
79	54	39	31	20
80	54	40	32	20
81	55	41	33	21
82	55	42	34	21
83	56	43	35	21
84	56	44	36	21
85	57	45	37	21
86	58	46	38	22
87	59	47	39	22
88	60	48	40	22
89	61	49	41	22
90	61	49	42	22
91	61	50	43	23
92	62	51	44	23
93	62	52	45	23
94	62	53	46	23
95	63	54	47	23
96	63	55	48	23
97	63	55	49	24
98	64	56	50	24

99	64	57	51	24
100	64	58	52	24
101	65	58	53	25
102	65	59	54	25
103	65	59	55	26
104	65	60	56	26
105	65	61	57	27
106	65	61	58	
107	65	62	59	
108	66	63	60	
109	66	64	61	
110	66	65	61	
111	66	66	62	
112	66	67	62	
113	66	68	63	
114	66	68	63	
115	67	69	64	
116	67	70	64	
117	67	70	65	
118	67	71	66	
119	67	72	67	
120	67	72	68	
121	67	73	69	
122	68	74	69	
123	68	74	70	
124	68	75	70	
125	68	76	71	
126		76	71	
127		77	72	
128		77	72	
129		78	73	
130		79	73	
131		79	74	
132		80	74	
133		80	74	
134		80	74	
135		81	74	
136		81	74	
137		81	74	
138		81	74	
139		82	74	
140		82	74	
141		83	74	
142		83	74	

143		83	74	
144		84	74	
145		84	74	
146		84	74	
147		85	75	
148		85	75	
149		85	75	

備考 この表の昇格後の号給の3級欄に定める号給は、職務の級2級から3級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特2級から3級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12

33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	30	21
47	23	15	31	22
48	24	16	32	22
49	25	17	33	23
50	26	18	34	23
51	27	19	35	24
52	28	20	36	24
53	29	21	37	25
54	29	22	38	25
55	30	23	39	26
56	30	24	40	26
57	31	25	40	26
58	31	26	41	26
59	32	27	41	27
60	32	28	41	27
61	33	29	42	27
62	33	30	42	28
63	33	31	42	28
64	34	32	43	28
65	34	33	43	29
66	34	33	43	29
67	35	34	44	29
68	35	34	44	30
69	35	35	44	30
70	36	35	45	30
71	36	35	45	31
72	36	35	46	31
73	37	36	46	31
74	38	36	46	31
75	39	36	46	31
76	40	36	46	31

77	41	37	46	32
78	41	37	46	32
79	42	37	46	32
80	42	38	47	32
81	43	38	47	33
82	43	38	47	
83	44	39	48	
84	44	39	48	
85	45	39	48	
86	46	40	49	
87	47	40	49	
88	48	40	50	
89	49	41	50	
90	49	41	51	
91	50	41	51	
92	50	42	52	
93	51	42	52	
94	51	42	53	
95	52	43	53	
96	52	43	53	
97	53	43	53	
98	53	44	54	
99	54	44	54	
100	54	44	54	
101	55	45	54	
102	55	45		
103	56	45		
104	56	45		
105	57	45		
106	57	45		
107	57	45		
108	57	45		
109	57	45		
110	57	45		
111	58	45		
112	58	46		
113	58	46		
114	58	46		
115	58	46		
116	58	46		
117	59	46		
118	59	46		
119	59	46		
120	59	46		

121	59	46		
122	59			
123	60			
124	60			
125	60			
126	60			
127	60			
128	60			
129	60			
130	60			
131	60			
132	60			
133	61			
134	61			
135	61			
136	61			
137	61			
138	61			
139	61			
140	61			
141	61			
142	61			
143	61			
144	61			
145	62			
146	62			
147	62			
148	62			
149	62			
150	62			
151	62			
152	62			

カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1

10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26
51	27	35	27
52	27	36	28
53	28	37	29

54	28	37	30
55	28	38	31
56	28	38	32
57	29	39	33
58	29	39	34
59	29	40	35
60	30	40	36
61	30	41	37
62	30	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	
83		49	
84		49	
85		49	

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1

10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26

54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	37	50	54	42	40	
67	38	51	55	43	40	
68	38	52	56	43	40	
69	39	53	57	43	40	
70	39	53	58	44	41	
71	40	54	59	44	41	
72	40	54	60	44	41	
73	41	55	61	45	41	
74	41	55	61	45	42	
75	42	56	62	45	42	
76	42	56	62	45	42	
77	43	57	63	46	42	
78	43	57	63	46	43	
79	44	58	64	46	43	
80	44	58	64	46	43	
81	45	59	65	47	43	
82	45	59	65	47	44	
83	46	60	66	47	44	
84	46	60	66	47	44	
85	47	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		

98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74	51		
107			74	52		
108			74	52		
109			74	52		
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			
114			75			
115			75			
116			75			
117			76			
118			76			
119			76			
120			77			
121			77			
122			78			
123			78			
124			79			
125			79			

別表第13のケを次のように改める。

ケ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	1	2	6
19	1	1	3	7
20	1	1	4	8
21	1	1	5	9
22	1	2	6	10
23	1	3	7	11
24	1	4	8	12
25	1	5	9	13
26	1	6	10	14
27	1	7	11	15
28	1	8	12	16
29	1	9	13	17
30	1	10	14	18
31	1	11	15	19
32	1	12	16	20
33	1	13	17	21
34	1	14	18	22
35	1	15	19	23
36	1	16	20	24
37	1	17	21	25
38	2	18	21	26
39	3	19	22	27
40	4	20	22	28
41	5	21	23	29
42	6	21	23	30
43	7	22	24	31
44	8	22	24	32
45	9	23	25	33
46	10	23	25	34
47	11	24	26	35
48	12	24	26	36
49	13	25	27	37
50	14	26	27	37
51	15	27	28	37
52	16	28	28	38
53	17	29	29	38
54	18	29	30	38
55	19	30	31	39
56	20	30	32	39

57	21	31	33	39
58	22	31	33	40
59	23	32	33	40
60	24	32	33	40
61	25	33	34	41
62	25	34	34	41
63	26	35	34	42
64	26	36	34	42
65	27	37	35	43
66	27	37	35	43
67	28	37	35	44
68	28	38	35	44
69	29	38	36	45
70	30	38	36	45
71	31	39	36	46
72	32	39	36	46
73	33	39	37	46
74	34	40	37	46
75	35	40	37	46
76	36	40	37	47
77	37	41	38	47
78	37	41	38	47
79	38	41	38	47
80	38	42	38	47
81	39	42	39	48
82	39	42	39	48
83	40	43	39	48
84	40	43	39	48
85	41	43	39	48
86	42	44	40	49
87	43	44	40	49
88	44	44	40	49
89	45	45	40	49
90	46	45	40	
91	47	45	41	
92	48	45	41	
93	49	46	41	
94	49	46	41	
95	50	46	41	
96	50	46	42	
97	51	46	42	
98	51	46	42	
99	52	46	42	
100	52	46	42	

101	53	46	43	
102	53	46		
103	54	46		
104	54	46		
105	55	47		
106	55	47		
107	56	47		
108	56	47		
109	57	47		
110	57	47		
111	57	47		
112	57	47		
113	58	47		
114	58			
115	58			
116	58			
117	59			
118	59			
119	59			
120	59			
121	60			
122	60			
123	60			
124	60			
125	61			
126	61			
127	62			
128	62			
129	63			

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>別表第15（第12条の2、第13条関係）</p> <p>昇給号給数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">昇給区分 職員の区分</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昇給抑制職員</td> <td style="text-align: center;">2以上</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「一般特定職員」とは、特定職員のうち昇給抑制職員以外の職員をいう。</p>	昇給区分 職員の区分	A	B	C	D	E	略						昇給抑制職員	2以上	1	0	0	0	<p>別表第15（第12条の2、第13条関係）</p> <p>昇給号給数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">昇給区分 職員の区分</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前期昇給抑制職員</td> <td style="text-align: center;">4以上</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期昇給抑制職員</td> <td style="text-align: center;">2以上</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「一般特定職員」とは、特定職員のうち前期昇給抑制職員及び後期昇給抑制職員以外の職員をいう。</p>	昇給区分 職員の区分	A	B	C	D	E	略						前期昇給抑制職員	4以上	3	2	1	0	後期昇給抑制職員	2以上	2	1	0	0
昇給区分 職員の区分	A	B	C	D	E																																						
略																																											
昇給抑制職員	2以上	1	0	0	0																																						
昇給区分 職員の区分	A	B	C	D	E																																						
略																																											
前期昇給抑制職員	4以上	3	2	1	0																																						
後期昇給抑制職員	2以上	2	1	0	0																																						

<p>2 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員及び昇給抑制職員のいずれにも該当しない職員をいう。</p> <p>3 「昇給抑制職員」とは、55歳を超える職員をいう。</p>	<p>2 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員、<u>前期昇給抑制職員及び後期昇給抑制職員</u>のいずれにも該当しない職員をいう。</p> <p>3 「<u>前期昇給抑制職員</u>」とは、50歳を超える職員（<u>後期昇給抑制職員を除く。</u>）をいう。</p> <p>4 「<u>後期昇給抑制職員</u>」とは、55歳を超える職員をいう。</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 4 前項の規定は、施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給の決定について準用する。